

ウェル・インベストメンツ・リサーチ、SMC に送付した書簡を公開

SMC の財務状況などに関する新たな疑問点が浮上 2月初旬の決算発表時に疑問点に対する回答を明らかにするよう要請

資本市場が見過ごしがちな、国内上場企業の不透明で疑わしく市場に混乱を招きかねない事象を発見し、明快な分析に基づいてそれらの事象に係る調査情報を提供するウェル・インベストメンツ・リサーチ（本社：英領ヴァージン諸島、代表：荒井裕樹、以下 WIR）は、本日、SMC 株式会社（証券コード:6273：東証、以下 SMC）の代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、社外取締役及び社外監査役ら計 7 名に対し、本年 1 月 16 日に書簡を送付したことを発表いたしました。

書簡のなかで WIR は、連結財務諸表上の預金残高を裏付ける各金融機関の残高照明や SMC 株が担保設定されるに至った経緯など、昨年 12 月に WIR が公表した調査レポートの中で指摘した事項のほか、その後の調査を通じて浮上した新たな疑問点など合計 18 項目について事実を明らかにするよう要請しています。

同レポートの発表後、WIR には SMC の株主である国内外の多くの機関投資家やステークホルダーから様々な問い合わせや新たな情報が寄せられおり、SMC が業務を行っている海外の金融当局からも WIR に接触を受けています。また、複数の大手外資系証券会社が自社の発行するレポートで、SMC はコーポレート・ガバナンスの水準が最低であると指摘しているほか、同じく外資系大手格付機関は最近発行した 2016 年版 ESG リサーチ内で SMC のガバナンス等に関する格付け評価を最低の CCC にダウングレードするなど、国内外の市場参加者は SMC のコーポレート・ガバナンスや開示スタンスに批判的な見方を強めています。

今回、書簡を公開したことについて WIR の荒井代表は「弊社が SMC に関する調査レポートを公表した直後から、多くの投資家やステークホルダーから問い合わせを受けました。その多くが SMC の情報開示に対する不満であり、SMC が弊社レポートで指摘した疑問点を明らかにするよう働きかけてほしいという声でした。私が書簡の中でも述べているように、GPIF の年金運用や日銀の ETF 買入れを通じて国民の財産が SMC 株式に投資されていることもあり、SMC は弊社が指摘する疑問点に回答する社会的責務があると考えています。SMC は 2 月初旬に第 3 四半期の決算を開示する予定ですが、その時に弊社が調査レポート



や当書簡で指摘した疑問点を明らかにしてくれることを期待しています」と述べています。当初 WIR は SMC に対し 1 月 20 日までに回答を求めていましたが、何ら対応がなく事実も明らかにされていないため、本日、SMC に送付した書簡を公表することといたしました。なお、当該書簡は本リリースに添付しているほか、下記リンクでもご覧になれます。

<http://www.wellinvestmentsresearch.com/ja/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0/>

報道機関によるお問い合わせ先：

ウェル・インベストメンツ・リサーチ広報代理

アシュトン・コンサルティング

TEL: 03-5425-7220

Email : wellPR@ashton.jp

担当：塩加井、岩屋

ウェル・インベストメンツ・リサーチについて

ウェル・インベストメンツ・リサーチは、日本の資本市場が見過ごしがちな、国内上場企業の不透明で疑わしく市場に混乱を招きかねない事象を発見し、明快な分析に基づいてそれらの事象に係る調査情報を提供することを目的としています。

私達は、ファンダメンタルリサーチと一般的な公開情報 に基づく評価から、お客様にとって有益な情報を提供することを目指しています。企業の四半期業績目標のみならず、貸借対照表、キャッシュ・フロー及び中核事業に関する綿密な調査を基に情報を提供いたします。私達の目標は、株式発行企業に対する現在の市場センチメントと客観的な財務分析とのギャップに焦点を当てた評価を提供することです。そして株価の再評価による変動を起こす要因を提示することです。日本において企業がバナンスへ新たな注目が集まっていることは、各社の株式を新たに見直して適当ではない株価となっている会社を見つけ出す良い機会であると信じております。

最後に、私共は、日本の資本市場の繁栄を心から願っており、それは、日本企業が世界から見て、最も情報開示に積極的で且つ透明性があり、客観的であると評価されることによって達成されると信じています。私共の調査が少しでもそれに貢献できれば幸甚です。



SMC 株式会社

代表取締役会長 高田 芳行 様

代表取締役社長 丸山 勝徳 様

専務取締役管理本部長 薄井 郁二 様

社外取締役 海津 政信 様

社外取締役 香川 利春 様

社外監査役 小川 良明 様

社外監査役 鈴江 辰男 様

貴社財務情報等に係るご照会

平成 29 年 1 月 16 日

Well Investments Research

Research Director 荒井 裕樹

拝啓

厳寒の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、私共が昨年 12 月 13 日に貴社開示に係る財務情報等について調査分析したレポートを公表したことは、貴社におかれてご承知のことと存じます。貴社が同日及び翌日に「当社の財務情報に関する一部報道について」と題するプレスリリースにて、同レポートで指摘された幾つかの点について、追加的なご説明をされたことにつきましては、株主をはじめとする貴社の多数のステークホルダーの方々にとって有益であったと思います。しかしながら、同レポート公表後、私共の元には、貴社の株主とされる機関投資家を含め国内外の投資家の方々及びアナリストより、同レポートでは十分指摘されていなかった事項、貴社による上記プレスリリースでは未だ説明されていない事項等について多数の追加的なご照会ご指摘が寄せられております。

昨今、所謂アベノミクスの根幹の一部を成すものとしてコーポレートガバナンスコード、及びスチュワードシップコードが導入され、大半の上場企業及び機関投資家がこれらを採用しています。また、日本国民の財産である日銀や GPIF 等の巨額の公的資金が貴社株式等に投資され、全ての日本国民において投資先である貴社の財務状況等を正確に把握するべく、国民の「知る権利」の保障が喫緊の問題となっている状況下において、私共も、貴社の上記プレスリリースのみでは、貴社のステークホルダー、わが国の資本市場の参加者及び自らの財産が投下されている日本国民が抱く貴社の財務情報等に係る重要な疑義に対して、

十分なお説明をされているとは到底言い難く、現状は我が国の経済政策の中核であるアベノミクスの政策理念にも合致していないものと考えております。

以上の問題意識から、私共は、貴社に対して、下記に掲げる各事項について、貴社の各ステークホルダーに遍く情報をご提供されたく、プレスリリース等の方法により、当月 20 日までにご回答されるよう求めます。

記

- 1) 貴社の連結財務諸表上の預金残高を裏付ける各金融機関の発行日付を明確にした残高証明書を開示されたい。
- 2) 貴社が、国内外の全子会社を一括して実効性のある連結監査を行う体制を有する単一の監査法人を採用しない理由について、具体的に説明されたい。
- 3) 貴社のメインバンクである株式会社りそな銀行もしくは株式会社みずほ銀行より、桜友共同事務所又は清陽監査法人を国内外の全子会社を一括して実効性のある連結監査を行う体制を有する他の監査法人に変更することを検討するよう要請されたことはあるか？もしこのような要請があったのであれば、何故その要請を拒絶されたか説明されたい。
- 4) 私共の先月 13 日付レポート、及び Citi Research による当月 11 日付レポートで言及されているとおり、貴社子会社である SMC Manufacturing (Singapore)社の監査は、決算期後僅かな日数で監査が完了しているところ、当該監査が実効性を有するものか多くの投資家等から疑問が提示されている為、当該監査について具体的な監査体制、内容等について説明されたい。
- 5) TON Finance 社が保有する貴社株式に対して担保設定された理由、被担保債権の金額、債務者、債権発生日時・理由及びその条件等を開示されたい。
- 6) TON Finance 社以外に、大量保有報告書に記載されていない分も含めて、貴社の現・元取締役及びその他の貴社関係者が保有する貴社株式について担保設定されているか否か、担保設定されている場合にはその株数と設定時期・理由、担保権者、被担保債権の金額、債務者、債権発生日時・理由及びその条件等を開示されたい。
- 7) TON Finance 社に係る開示財務諸表によれば、2013 年 12 月期に SMC 株 145 万株に担保設定され、2014 年 12 月期には同株 344 万 3500 株に担保設定されているところ、これらの記載は、2008 年 9 月提出に係る大量保有報告書記載

- の担保設定株数(383万6200株)とは一致しない為、この点について説明されたい。
- 8) 貴社の創業者・元会長の大村進氏のご子息であり、TON Finance 社の取締役である大村達弥氏の貴社との関係について説明されたい。なお、同氏が直接及び間接的に所有する貴社株式は TON Finance 社の保有する貴社株式と同様に、りそな銀行に対して担保権が設定されている旨、同氏が 2005 年 12 月 19 日に提出した大量保有報告書によって開示されている為、貴社の各ステークホルダーにとってこの点の情報開示は重要である。因みに、大村達弥氏は所謂パナマ文書にも名前が出現しており、同氏の動向については多くの関心が寄せられている。
 - 9) TON Finance 社による 2009 年 1 月 28 日提出の大量保有報告書に事務上の連絡先及び担当者として記載されている、株式会社りそな銀行市場業務管理室の矢島一匡氏は、TON Finance 社の代表取締役にも就任されているが、同氏は SMC 及びその子会社と何らかの関係があるのか説明されたい。
 - 10) 代表取締役高田芳行氏は、同氏保有の貴社株式合計 166,900 株を 2011 年 3 月 31 日から数年に渡り売却しているが、この理由及び当該売却資金の用途について説明されたい。
 - 11) 貴社は従業員持株インセンティブ・プラン又は株式報酬型ストック・オプション・プランを導入されていないにもかかわらず、御社の国内外の主要従業員が少なからず貴社株式を保有しているのは何故か。特に、貴社のシンガポール子会社に在籍する吉田実氏による貴社株式の保有推移を現地届出書類に照らし合わせてみると、2002 年 4 月 1 日に 3,084 株、2003 年 3 月 31 日に 5,084 株、2014 年 3 月 31 日に 84 株、2015 年 3 月 31 日に 0 株、2016 年 3 月 31 日に 2,500 株と増減を繰り返しており、貴社従業員による貴社株式の売買に係る規則等の有無や内容について貴社ステークホルダーの関心は高い。
 - 12) 貴社米国子会社の過去 5 年間の監査済み財務諸表を開示されたい。多くの投資家が貴社の米国事業についてより正確な状況の把握をしたいと考えている模様であり、主要な子会社の状況について開示を回避する合理的理由も見当たらない。

- 13) 2012-2014 年会計期において、日本及び中国子会社以外の貴社グループ会社の現預金残高に対してマイナス金利が課せられているように見受けられるが、この点について具体的に説明されたい。
- 14) 貴社は、昨年 12 月 14 日付プレスリリースにおいて、貴社買掛金をりそな決済サービスに対してファクタリングすることによりコスト削減を実現した旨説明されていますが、他の企業で一般的とは思われない当該支払慣行により、具体的にどの程度のコスト削減がどのように実現されたのかについて具体的に説明されたい。
- 15) 貴社の買掛金債務について、りそな決済サービスに売掛金債権をファクタリングした債権者及びその金額を開示されたい。
- 16) European Central Warehouse 社、SMC Logistics Service Europe 社、SMC Belgium 社の各保有に係る在庫は、連結財務諸表上どのように評価・計上されているのか（されていないのか）について具体的に説明されたい。
- 17) SMC が国内外で資本関係を有する販売会社及び顧客を全て開示されたい。
- 18) 貴社の全子会社について、連結の有無を含めた完全なリストを開示されたい。

上記各照会事項に対する具体的且つ明快なご回答は、現在の貴社のステークホルダーの方々のみならず、わが国の資本市場の全参加者に対して、貴社の事業内容等についてより明快な理解と評価を醸成するのみならず、貴社の情報開示への取り組みに対する市場参加者の評価をより一層高めることに大いに資するものと考えております。

末筆ながら、私共のレポート並びに本書に対する貴社のご回答等、及び今後の貴社との対話の継続が、我が国の資本市場がより情報開示に積極的で透明性の高い市場へと健全な発展を遂げる一助となることを祈念しております。

敬具